

## 一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時に  
おける支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環  
境の整備。

＜対策＞

- 令和7年4月～ 女性社員の育児休業に対する意識・ニーズを把握し、就業規則や育児・  
介護休業法に基づく規則の整備を行う
- 令和7年4月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、などによる社員への周知

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、人事評価制度にワーク・ライフ・  
バランスに関する評価項目を追加する。

＜対策＞

- 令和7年4月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給  
付、休業中の社会保険料免除などについて説明する
- 令和7年4月～ 育児取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始